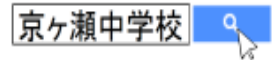




# 阿賀野市立京ヶ瀬中学校

～ <http://kyogase-jhs.agano.ed.jp/> ～

〒959-2123  
阿賀野市姥ヶ橋739  
Tel. 0250-67-2004  
2023-4号  
令和5年6月8日発行



## 相手の気持ちを考える

### いじめはね「やめる」じゃなくて「始めない」

この標語は、校舎の1F廊下に掲示してあります。昨年度の「いじめ見逃しゼロスクール」の取組として、生徒会の生活委員会が掲示した標語です。「いじめをしない、見逃さない」という意識の向上を目指した、伝統ともいべき生徒会の「オレンジリボン活動」。それをさらに一歩進めようとする上記標語の掲示を見て、意識の高さに感心しました。

1年生の保護者の皆様には、4月7日(金)のPTA入会式後に、いじめの定義について話し、家庭連絡のお願いなどをさせていただきました。また、全校生徒には4月11日(火)の全校集会で、「いじめとはどんな行為か」「いじめの重大事態」「いじめ類似行為」などについて説明しました。

『いじめ防止対策推進法』の第2条には、「いじめの定義」が次のように示されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

この法律を受けて制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」や「新潟県いじめ防止基本方針」では、以下のように説明されています。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、**いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。**

#### 【具体的ないじめの様態の例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

当該生徒に事実をきちんと確認した上で対応します



ポイントは、「ある行為」や「ある書き込み」が、たとえ、ふざけただけだったり、いじめになるとは思わなかったりした行為だとしても、その対象となった生徒が心身の苦痛を感じれば、「いじめが疑われる行為」として、その行為は放置することなく、当該生徒に話を聞いたり保護者に連絡したりしなければならない、ということです。

京ヶ瀬中では、校内で気付いたことや生徒から聞いたことを、積極的に家庭と共有させていただきます。家庭との日常的で綿密な連絡・連携がいじめの未然防止につながると考えるからです。

当校では、4月から本日までにいくつかの生徒指導事案が見られ、解決を目指して生徒と話をしてきました。そのつど、生徒から話を聞き、時には全校で情報を共有し、アンケートに記述したり、全校生徒の意見を掲示したりなどして「全校の問題」として取り上げてきました。

京ヶ瀬中を「全校生徒が安心・安全に過ごせる学校」にするには、一人一人が相手の気持ちを考えた言動をとる必要があります。今後も、保護者・地域の皆様からご理解・ご支援を賜りながら、「いじめを見逃さない学校」「明るく笑顔あふれる学校」づくりに努めてまいります。